

【手形・小切手の利用方法 ①】 手形・小切手の振出

ここまでの説明で、手形・小切手の基礎知識を理解していただけたと思います。ここからは、実際の取引において、手形・小切手がどのように使われているかを見ていきましょう。手形・小切手の振出から、譲渡、支払、そして手形交換の仕組みや不渡になった場合までを解説します。

手形・小切手用紙への記載（記入）

P33とP34を見てください。これが、銀行から交付される手形・小切手用紙の見本です（実際には、1枚ではなく25枚などの綴りになっています）。ただ、この用紙だけでは、もちろん手形・小切手として機能しません。金額や支払期日、また、一番大切な振出人

の署名などの必要的記載事項を記載する必要があります。このように必要的記載事項を記載して手形・小切手という書面を作成し、それを相手に交付する行為を「振出」といいます。

記入に際して注意したいこと

●金額

金額に間違いがないよう記入するのはもちろんですが、後で金額を勝手に書き換えられないようにしておくことも大切です。そのため、金額はチェックライターという専用の器具を使って記入するか、手書きで記入する場合は、一は壹、二は弍、三は参、十は拾といった漢数字を用いなければなりません。

また、金額の頭には¥印（手書きの場合は「金」という文字）を、末尾には☆や※などの印（手書きの場合は「也」という文字）を付けます。これは、前後に数字を書き加えて金額が書き換えられることを防ぐためです。

チェックライター



手形・小切手を受取った場合の注意事項

手形・小切手を受取った場合、まず署名が完全であるかを確認しなければなりません。その他にも次の点に特に注意する必要があります。

- 金額が訂正されていないか……………金額の訂正された手形・小切手も法的には有効ですが、こうした手形・小切手は、銀行は安全性の面から支払わないことになっています（P24参照）。
- 振出日の日付が満期日より前になっているか……………振出日の日付が満期日の日付よりも後になっていると、法的にも無効な手形になってしまいます。
- 受取人名と第一裏書人名が同一か……………受取人と第一裏書人（P25参照）が一致していないと、「裏書不備」の理由により、支払を受けられなくなります。
- 裏書が連続しているか……………第一裏書人（P25参照）から所持人まで裏書が連続していないと、「裏書不備」の理由により、支払を受けられなくなります。

●手形の支払期日

手形の支払期日の決め方としては、「確定日払」、「日付後定期払」、「一覧払」、「一覧後定期払」の4種類がありますが、実際には、たとえば「平成24年10月31日」というように、具体的な日付を記載した確定日払が大部分となっています。

●振出人の署名

約束手形の振出人は支払を約束する者、小切手と為替手形の振出人は支払を委託する者ですが、「誰がそういう約束をしたか」「誰がそういう支払の委託をしたか」という「誰」の名称が記載されていなかったら、手形・小切手の意味をなしません。ですから、振出人の名称の記載は、手形・小切手の必要的記載事項の中でも最も重要といえます。この振出人の名称の記載のことを「署名」といいます。

署名には2つの方法があります。そのひとつは、「自署^{*1}」(サイン)です。しかし、毎日、たくさんの手形・小切手を作成する者にとっては、いちいちサインするのは大変です。このため、もうひとつの方法として、「記名捺印」という方法が認められています。日本で使われている手形・小切手のほとんどは記名捺印による署名となっています。

記名捺印とは、振出人の名称をゴム印に印字し(これを記名判といいます)、その記名判を手形・小切手の署名欄に押捺するとともに、振出人の印章(ハンコ)を押捺するという方法です(P12の約束手形を例にとると、「株式会社キツツキ工務店 代表取締役きつつ木一夫」が記名判、その隣りの印影が印章を押した跡です^{*2})。このように記名捺印の場合、記名判の押捺に加え、印章の押捺が必要です。そして、押捺する印章は、振出人が支払銀行に事前に届けている届出印でなければ支払銀行は支払をしないことになっています。

*1) 自署の場合、印章を押すことは法律上は不要ですが、P12の小切手の署名欄のように、印章も押す例が多くなっています。

*2) 企業が振出人の場合、その署名には、法人格(「株式会社」など)と会社名だけでなく、代表資格と代表者名の記載が必要です。会社名だけだと無効ですし、代表者名だけでは、その代表者個人が振り出したものとみなされます。



手形・小切手への署名は、間違いがないことを確認した上で、一番最後にしましょう。

●白地手形

白地手形は、手形を作成するとき、必要的記載事項の一部を空欄(白地)のまま振り出した手形(小切手も同様)です。商取引成立の時点では、いつ手形を支払うのか決まっていない場合とか(この場合には支払期日欄が白地となる)、具体的な取引価格がいくら未定の場合に(この場合には金額欄が白地となる)、その部分が白地の手形として振り出され、後日、白地部分が受取人などにより補充されて呈示されます。

しかし、本来は100万円と補充すべきところが1,000万円と不当補充された場合、振出人はその1,000万円を支払わざるをえないケースもあるので、取扱いには十分な注意が必要です。なお、振出人の署名さえあれば、他の必要的記載事項がすべて空欄であっても白地手形として成立します。このことから、署名がどれだけ大切なものかわかります。



手形・小切手を紛失したり盗難にあった場合は

手形・小切手を紛失したり盗難にあったりした場合は、直ちに取引銀行(振出人が当座預金を置いている銀行)に「事故届け」を提出するとともに、警察に「紛失届」または「盗難届」を出すことが、何よりも大事です。こうすれば、仮にその手形・小切手が、後日不正な者から呈示されたとしても、取引銀行が支払うことはありません。ただし、紛失・盗難の手形・小切手の額面金額と同額の金額を取引銀行に預託しないと、振出人が取引停止処分(P31参照)を受けることがあります。なお、預託した金銭は、手形交換所(P28参照)が定める一定の手続きにより、後日返還されることになっています。

手形・小切手の紛失・盗難の際、その手形・小切手自体を無効とする裁判所の決定を「除権決定」といいます。ただ、この決定を得るためには、事前に裁判所の「公示催告」という手続きが必要です。そして、その公示催告期間中(2か月)に、何も知らずに紛失・盗難の手形・小切手を受取った人が現れた場合は、除権決定を得ることはできません。

手形・小切手の記入例

小切手

線引小切手(P19参照)にするためのものです。ペン書きやゴム印などで記入します。

手書きで記入する場合は、漢数字を用い、金額の前後に「金」と「也」を入れます。

A193377		A193377		小切手		東京1301 0007-003	
平成24年4月12日		支払地 東京都動物市動物の森2の2		全国ペンギン銀行 動物の森支店			
金額	¥2,500,000	金額		金 貳 百 五 拾 万 円 也			
渡先	株式会社ヤマキ工務店	上記の金額をこの小切手と引替えに 持参人へお支払いください。		拒絶証書不要			
摘要	家の頭金	振出日 平成24年4月12日		振出日 平成24年4月12日		りす山太郎	
		振出地 東京都動物市 振出人					
		⑈0101301000700300249262193377⑈					

控えにも必ず記入しましょう。

最小独立行政区画(市町村、東京都では区)まで記入しますが、多くの場合、事前に印刷されています。

あらかじめ署名をしておくと、事故のもとになるので、間違いがないことを確認した上で最後に署名をします。

振出日を記入します。実際に振り出す日より将来の日を振出日として記載することもできます(「先日付小切手」といいますが、受取った人は、その振出しの日付前に「支払のための呈示(P27参照)」をすることもできるので、呈示されたときに支払資金がないと「資金不足」という不渡(P31参照)となります。

約束手形

特定等のために振出人が自由に記入することができます。

受取人の会社名。この受取人が第一裏書人(P25参照)になります。

手形金額を支払う日を記入します。

約束手形 番号 No AA135789		No. 約束手形 No AA135789		支払期日 平成24年7月20日		東京1301 0007-015	
受取人 グリラ木材株式会社		グリラ木材株式会社 殿		支払地 東京都小島市			
金額 ¥10,000,000		金額 ¥10,000,000		支払場所 全国ペンギン銀行 小島支店			
支払期日 平成24年7月20日		平成24年4月12日					
支払地 東京都小島市		振出地 東京都小島市小島10の10					
支払場所 全国ペンギン銀行 小島支店		住所 株式会社キッツキ工務店					
振出日 平成24年4月12日		振出人 代表取締役 きつつ木一夫					
備考 商品仕入代金 (一橋 宛 A18)		⑈021301000701500347685135789⑈					

振出の日を記入します。

アラビア数字で記入するときは、チェックライターを使用することになっています。その際、金額の前後は必ずうめておきます。

振出人が署名すると、振出人として支払義務を負うことになります。

① 振 出

② 譲 渡

③ 支 払

④ 手形交換所

⑤ 不 渡

為替手形

- 支払人の名称を書きます。
- 特定等のために振出人等が自由に記入することができます。
- 支払金融機関の最小独立行政区画(市町村、東京都では区)を記入します。
- 引受人が支払日を指定します。
- 引受人が自分の取引金融機関を指定します。

- 受取人
- 振出日
- 実際に手形を振り出した最小独立行政区画を記入します。
- 振出人は直接には支払をしません。
- 支払人がここに署名(引受)をすると引受人として支払義務を負うことになります。
- 引受をした日を書きます。

手形には印紙が必要

記載金額が10万円以上の手形には収入印紙を貼る必要があります。これは印紙税法によって定められた税金で、税額は記載金額により200円から20万円までであり、その手形の作成者(通常は振出人)が負担することになっています。なお、作成者は、見本のように収入印紙に消印を押します。これは一度使った収入印紙が再度使われることを防ぐため、消印のハンコは銀行への届出印でなくてもかまいません。

小切手の場合は、記載金額がいくらであっても非課税で、収入印紙を貼る必要はありません*。

*そもそも印紙は、経済活動が行われた際に、その事実を証するために作成される文書に貼られるものです。約束手形や為替手形は経済取引にかかわる文書なので、印紙が必要になります。ところが、小切手は文書といっても、現金(当座預金)の存在を前提に振り出されるものですから紙幣(現金)と同様であり、同時に、支払の約束や引受などを内容とした経済取引にかかわる文書である手形と違って、「支払の委託」だけを内容とする文書であるため、小切手には印紙は不要とされています。

約束手形・為替手形の印紙税額

記載された手形金額	印紙税額
10万円未満	非課税
100万円以下	200円
100万円超200万円以下	400円
200万円超300万円以下	600円
300万円超500万円以下	1,000円
500万円超1,000万円以下	2,000円
1,000万円超2,000万円以下	4,000円
2,000万円超3,000万円以下	6,000円
3,000万円超5,000万円以下	10,000円
5,000万円超1億円以下	20,000円
1億円超2億円以下	40,000円
2億円超3億円以下	60,000円
3億円超5億円以下	100,000円
5億円超10億円以下	150,000円
10億円を超えるもの	200,000円

(平成24年4月1日現在)



記載した事項を訂正するには

実務上、金額の訂正された手形・小切手は通用しませんので、新しい用紙に書き直す必要があります。悪用による事故などを防ぐため、書き間違っただけで不要になった用紙の取扱いには注意してください。

金額以外の事項は、訂正することができます。

【手形・小切手の利用方法 ②】

手形・小切手の譲渡

手形・小切手の譲渡とは

まず、P5のイラストをもう一度見てください。このイラストの右側では、キツツキがゴリラから木材を購入し、その代金支払のために1,000万円の手形を振り出しています。そして、振り出した手形がP16の約束手形です。振出日が4月12日で、支払期日は7月20日ですから、ゴリラは、この手形を受取ってから3か月以上たないと、1,000万円を現金化することができません。

ところで、ゴリラは、木材を切るための機器をビーバーからたまたま950万円で購入していて、その支払日が5月15日だったとします。しかも、手元には、そのための現金がなかったとします。この場合、ゴリラは、その支払いを、キツツキが振り出した手形によってすることができるのです(差額の50万円は別に清算する)。

このように受取った手形を他の支払いにあてることなどによって、手形が移転することを手形の譲渡といいます。そして、新たな手形所持人となったビーバーも、この手形の支払期日の前に、他の者(ドッグ運送など)にさらに譲渡することができます。

もっとも、最近では、企業間での支払手段が手形以外にも増えてきたなどの理由から、あまり企業間で手形の譲渡は行われず、最初の受取人によって支払期日に呈示されるというケースの方が多くなっています。

※小切手も譲渡できます。ただし、小切手はいつでも現金化が可能なので、譲渡される例は多くありません。

手形の裏書

手形を譲渡するには、手形の裏面に譲渡する者が署名し、あわせて、その手形を譲り受ける者の名称を記載するのが基本です。この行為は手形の裏面になされるので「裏書」といいます。右上がその具体例で、一番上の署名者(裏書人)は手形の最初の受取人であるゴリラ木材です。そして、ゴリラ木材がビーバーに譲渡するので、裏書される者(被裏書人)としてビーバー機械工業の名称を記載します。その後、ビーバー機械工業がさらにその手形をドッグ運送に譲渡する場合には、二番目の欄に自分の署名をして、ドッグ運送に交付するというわけです。

なお、被裏書人欄に何も記載しなくても、白地式裏書として、譲渡することができます。

表記金額を下記被裏書人またはその指図人へお支払いください 平成 24 年 5 月 12 日	拒絶証書不要
住所 東京都ジャングル市バナナ園3の3 ゴリラ木材株式会社 代表取締役 ゴリ森文太	
(目的)	
被裏書人 株式会社ビーバー機械工業 殿	
表記金額を下記被裏書人またはその指図人へお支払いください 平成 24 年 5 月 30 日	拒絶証書不要
住所 東京都せき河市ダム沼町8の8 株式会社ビーバー機械工業 代表取締役 びば沼研一	
(目的)	
被裏書人 殿	
表記金額を下記被裏書人またはその指図人へお支払いください 平成 24 年 6 月 10 日	拒絶証書不要
住所 東京都犬山市子犬村3の3 株式会社ドッグ運送 代表取締役 イヌ崎マチコ	
(目的)	
被裏書人 ライオン商会 殿	
表記金額を下記被裏書人またはその指図人へお支払いください 平成 年 月 日	拒絶証書不要
住所	
(目的)	
被裏書人 殿	
表記金額を受取りました 平成 年 月 日	
住所	

裏書の年月日と裏書人の住所は法律上の記載要件ではありません。また「目的」も、法律上の要件ではなく、手形の譲渡の場合、特に記載する必要はありません。



裏書は連続していなければダメ

裏書は、「受取人」の名称と「第一裏書人」の署名、および「被裏書人」欄の名称とその次の欄の「裏書人」欄の署名が同じでなければなりません*。これを「裏書の連続」といい、連続していない裏書手形の所持人は、手形を呈示しても、振出人から支払を拒絶されることとなります。それは、裏書が連続している手形の所持人は正当な権利者と推定される(逆に、連続していないと正当な権利者と推定されない)と手形法が規定しているからです。

*白地式裏書の場合には、裏書は連続しているとみなされます。

裏書をした人の責任

もし、支払期日に振出人(為替手形の場合は引受人)がその手形の支払をできなかった場合、その手形の所持人は、裏書をした人に支払を請求できます。これを「遡求」といいます(P32参照)。つまり、手形の裏書には、「私がこの手形の支払を確約します」という意味があり、手形に裏書をして譲渡した人や会社は、その手形を譲渡した相手(被裏書人)に対して責任を負うことになります。

手形を受取る人にしてみれば、この機能のおかげで、振出人のことを知らなくても、直接自分に譲渡した人を信用して、安心して手形を受取ることができることとなります。また、振出人にそれほど信用がない場合でも、社会的に信用が高い企業などが裏書をしていると、その手形自体の信用が高まり、譲渡が容易になって、流通しやすくなるのです。

受取人が初めの裏書人(第一裏書人)になります。

同一会社なので裏書が連続しています。

「白地式裏書」です。この場合、ビバーがイヌに正当に譲渡したとみなされるので、裏書は連続することになります。

手形に裏書をする
譲渡した相手に
責任を負います。



手形の所持人は、
裏書をした人に
手形金額の支払を
遡求できます。



わりびき 手形の割引

振出人(引受人)が支払期日に手形金額を必ず支払う可能性や、振出人が支払えなくても、裏書人が責任を持つ可能性(信用力)が高い手形の場合、所持人は支払期日前に銀行で買取ってもらい、現金化することができます。

これも譲渡の一種ですが、ふつうは「手形を割引いてもらう」といいます。支払期日までの利息分^{わりびき}を差し引いた上で、銀行に買取ってもらうことになるからです。

銀行が利息分を差し引くのは、実質的にはその手形の支払期日まで、お金を貸し付けるのと同じことになるからです。このような手形割引は、銀行の重要な「貸付業務(与信業務)」のひとつになっています。

*この利息分を「割引料」といい、手形の額面金額から、この割引料を差し引いたものが手取金額になります。なお、割引料は次のように計算されます。

割引料 = 額面金額 × 割引率 × (割引日数 ÷ 365)



紙幣と裏書の起源

紙幣の起源は、17世紀にイギリスの金(きん)の細工師(goldsmith)が発行した金の「預り証」といわれています。当時のお金は金でしたが、家に置いておく心配なので、多くの方は立派な金庫を持ったgoldsmithに預けました。そしてgoldsmithは、金を預かると、その証拠として預り証を発行しました。

ところで、商人AがBからモノを買った場合、金でその代金を支払います。この場合、Aは預り証をgoldsmithに見せて金を引出し、それでBに支払いますが、金を受取ったBも、その保管は心配なので、やはりその金をgoldsmithに預けて、預り証を受取ります。それならば、いっそのことAがgoldsmithあてに「この預り証と引替えに、私が預けていた金をBに支払ってください」というメッセージを預り証の裏に記載し、それをBに渡せば代金の支払いは済んでしまうわけです。

このメッセージが裏書の起源です。その後、次第に裏書自体も省略され、裏書のない預り証が流通するようになりました。また預り証に記載された金額も細分化されるようになりました。これが紙幣の誕生といわれています。

【手形・小切手の利用方法 ③】

手形・小切手の支払と銀行

支払のための呈示の意味

手形・小切手を現金化するためには、それを支払銀行に見せることが必要です（「支払のための呈示^{ていじ}」）。では、どうして呈示が必要なのでしょう。その答えは、「手形・小切手は、そもそも転々と流通することを法律が想定しているから」ということになります。つまり、約束手形の振出人など、支払う方としては、支払期日に支払う用意があっても、手形・小切手が譲渡されている可能性があるため、誰に支払ってよいかわかりません。ですから、その手形の所持人から手形現物に基づいて支払の請求をすること

が必要となるのです。そして、この手形の所持人からの手形現物に基づく支払の請求が「支払のための呈示」というわけです。

なお、支払のための呈示は、小切手は振出日から10日目まで（振出日を含めて11日間。最終日が銀行の休業日にあつた場合には翌営業日まで延長される）、手形は支払期日の翌々日まで（支払期日を含めて3日間。この3日間のうちに銀行の休業日があつた場合は、その日数だけ延長される）に行わなければならないとなっています。

自分の取引銀行に取り立ててもらおう

「支払のための呈示」は、原理的には、手形・小切手の所持人が支払場所（支払銀行の店舗）に行き、手形・小切手を見せて支払を請求することです。しかし、支払銀行の場所と手形・小切手の所持人の所在地とが離れている場合には面倒ですし、もし、支払期日が同じで支払銀行が異なる手形・小切手を何枚も持っていた場合には、事実上不可能です。さらに、支払銀行としても、小切手または裏書の連続した手形の所持人は、法律の上では正当な権利者と推定されるものの、その人が本当に手形・小切手の権利者なのかどうかわかりません。もしかしたら、盗んだ人や拾った人であるかもしれません*。

こうした理由から、「支払のための呈示」は、実際には、手形・小切手の所持人が自分の取引銀行（普通預金などを開設している銀行）を通じて行います。これを手形・小切手の「取立^{とりたて}」といいます。

取立を依頼するときには、所持人は、手形の場合には右の図のように「取立のため」と付記して取引銀

行に持参するのが正式ですが、この文言なしでも取り立ててくれます。小切手の場合には、裏面にその所持人の名称を記載します。記名式小切手の場合には、この名称は正式な署名でなければなりません。ふつうの小切手の場合には、単なる名称の記載だけで十分です。

* 支払銀行店舗が手形・小切手の所持人に直接支払うのは、その所持人とふだんから取引があるなどの場合に限られます。

【取立委任の裏書】（手形の例）

表記金額を下記載義務人またはその指図人へお支払いください	
平成 24 年 7 月 19 日	拒絶證書不要
住所 東京都百獣市千尋の谷1の1 ライオン商会	
代表取締役 獅子丸たけし	
(目的) 取立のため	
換取人	殿
表記金額を受取りました	
平成 年 月 日	
住所	



手形の管理サービス

受け入れた手形の一覧表の作成から、支払のための呈示などまで、法人向けに手形管理サービスを提供している銀行があります。また、法人向けにインターネットを使って、輸出手形の買取や取立依頼ができるサービスを導入してい

る銀行もあります。手形の所持人は、これらのサービスを利用することにより、手形管理事務を省力化し、事務負担の軽減を図ることができます。なお、これらのサービスは、すべての銀行が実施しているわけではありません。

取立を委任された銀行は

取立を委任された銀行は、支払銀行が自分の銀行か他の銀行かによって次のように処理し、支払銀行から取り立てたお金を依頼した人の口座に後日、入金します。

●手形交換（他の銀行が支払銀行のとき）

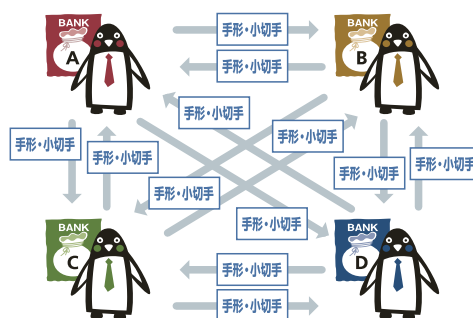
他の銀行が支払場所になっている手形・小切手の取立依頼を受けた場合、原則は、その銀行に行って支払のための呈示をすることになります。しかし、右のイラストからもわかるように、たとえばA銀行の場合、B、C、Dのそれぞれの銀行を支払場所にした手形・小切手の取立を依頼されており、また、同様に、B、C、Dの各銀行も、それぞれ他の銀行を支払場所にした手形・小切手の取立を依頼されています。このようなときに、各銀行が、それぞれの銀行に行き支払のための呈示をするのは大変です。そこで実際には、「手形交換所」に集まって、各銀行が持ち寄った手形・小切手を相互に交換しています。手形法・小切手法では、手形交換所に手形・小切手を持ち寄れば、各銀行に対する支払のための呈示の効力があるとされています。

●行内交換（自分の銀行が支払銀行のとき）

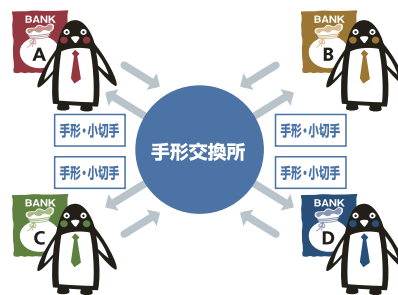
たとえばA銀行のa支店が受け入れた手形・小切手の支払場所が、同じA銀行のb支店という場合があります。このような手形・小切手は手形交換所で交換されることなく、A銀行内で支払のための呈示が行われ、その支払処理がされます。これを、同じ銀行の内部で行う手形交換ということから「行内交換」と呼んでいます。

それぞれの銀行に、いちいち手形・小切手を持って行ったのでは、大変だ。

それぞれの銀行間で決済をする場合



手形交換所で決済する場合



「手形交換所」に集まり、一度に決済すると便利です。



手形交換のはじまり

1700年代後半のイギリスではすでに小切手が使われていました。そのため、たとえばロンドンのA銀行の事務員は、他のロンドンのB、C、Dの銀行を支払場所とする小切手の取立のために、各銀行にいちいち行って支払のための呈示をし、その場で小切手金の支払を受け、その受取ったお金で、今度は、自分の銀行(A銀行)

を支払場所とした小切手の支払資金にあてるということをしていました。また、当然、同じことをB銀行・C銀行・D銀行の事務員も行っていました(ちなみに、この事務員は各銀行を毎日巡回して歩きまわっていたためwalk clerkと呼ばれていました)。

しかしその後、ロンドンの銀行の数が増えたため、仕事量が増大したwalk clerkたちは、自分たちの仕事を軽減するためにいちいち各銀行に行くのをやめ、居酒屋に集合してお互いの小切手を交換し、その小切手の支払は、walk clerkが自分の銀行に持ち帰った後に差額(P29参照)だけを支払うことにしました。

これが現在の手形交換の始まりです。

【手形・小切手の利用方法 ④】

手形交換所の仕事と銀行

手形交換の基本

下のイラストを見てください。左下のライオンが手形の所持人で、手形の額面金額を受取る権利のある者です。この所持人が自分の取引銀行(東西ペンギン銀行百獣支店)に行き、取立の依頼をします。この銀行は、手形交換所に手形を持ち出すので、「持出銀行」といわれます。そして、この持出銀行は、手形の所持人に代わる銀行ですから、手形の額面金額を受取る権利のある銀行となります。

持ち出された手形は、手形交換所で支払銀行に交付され、支払銀行はそれを持ち帰ります(手形交換所から見ると、支払銀行は同時に「持帰銀行」です)。そして、支払銀行は振出人であるキツツキの取引銀行(全国ペンギン銀行小鳥支店)ですから、手形の支払義務のある銀行ということになります。(以上の流れは小切手の場合も同じです。)

ところで、このイラストの持出銀行は、当然ながら、持帰銀行(支払銀行)になることもあります。つまり自分が支払場所となっている手形・小切手を手形交換所から持ち帰るわけです。このように、手形交換所に来る銀行は、手形・小切手を持ち出す銀行という立場と手形・小切手を持ち帰る銀行という両方の立場にたち、相手の銀行に手形を渡すとともに、相手の銀行から手形を受取ります。そこ

でこれらを「手形交換」というわけです。

さて、下の表を見てください。表2だとA銀行は、持出(相手銀行への請求)が80、持帰(相手銀行からの請求)が90なので、差し引き10の持帰超で、これを手形交換では負けといいます。他方、C銀行は差し引き30の持出超です。これを勝ちといいます。そして、この勝ち負けの額を交換尻こうかんじりといい手形交換所で算出しています。

このように手形交換は、①手形・小切手の持出・持帰という交換の他、②持出・持帰手形・小切手の差額(交換尻)算出という2つの役割を持っているのです。

※各銀行の交換尻は、日本銀行などに各銀行が置いている当座預金の振替により最終的に決済されます。そして、手形・小切手の振出人と所持人との間の決済は、持出銀行・持帰銀行間の決済後に行われます。

交換決済の仕組み

持出	持帰	A銀行	B銀行	C銀行
			90	120
A銀行	80		30	50
B銀行	100	60		40
C銀行	120	30	90	

表2 持出・持帰決済表

項目	持出合計 (1)	持帰合計 (2)	交換尻(1)-(2)	
			勝ち	負け
銀行				
A銀行	80	90		△10
B銀行	100	120		△20
C銀行	120	90	30	
合計	300	300	30	△30

※手形交換に来るのがA、B、Cの3行だけとしたモデル表ですが、銀行数が増えても仕組みは同じです。

※手形交換に持ち出された手形・小切手などは、必ずどこかの銀行が持ち帰ります(表1)。したがって持出と持帰が常に対応して生じるので、全銀行を合計した持出総合計と持帰総合計は一致します(表2)。

※勝ちの交換尻(持出額が持帰額より大)の合計額と負けの交換尻(持帰額が持出額より大)の合計額も必ず一致します(表2)。



手形・小切手の取立依頼から入金までの流れ

手形・小切手の取立依頼から入金までの流れは次のとおりです。たとえばA銀行a支店が支払場所の小切手を、所持人のXさんが4月1日(月)に、B銀行b支店に取立の委任をしたとします。b支店はこの小切手を自分で手形交換所に持ち出すわけではありません。各銀行には手形交換のための手続きを専門に行う部署があります。この部署がメールカーで、各支店が受け入れた手形・小切手を集めて整理をし、手形交換に持ち出すための準備をします。

こうして、Xさんが取立の委任をした小切手は、翌日の4月2日

(火)に手形交換所に持ち出されます。この日がこの小切手の「交換日」となりますが、その日に現金化(専門用語では「資金化」といいます)されるわけではありません。この小切手が振出人に支払ってもらえない(不渡:P31参照)かもしれないからです。不渡になったかからないかは、交換日の翌営業日、4月3日(水)に確定します。

このように、取立の委任をした手形・小切手が資金化されて依頼人の口座に入金されるまでには、取立の依頼をした日を含めて、銀行の営業日ベースで最低3日間かかります。

手形交換の実際

平成24年8月末現在、日本国内にある手形交換所は209か所となっています。東京手形交換所を除く手形交換所では、毎営業日に銀行の交換方と呼ばれる人が午前9時過ぎに集合して、互いに手形・小切手を交換します(これを「立会交換」といいます)。一方、東京手形交換所では、交換される手形・小切手の枚

数と金額が非常に多いため(P5参照)、機械処理しています。簡単にいうと、持ち出された手形・小切手の下部に印字されたMICR文字(P14参照)をソーターリーダーという機械で読みとり、自動的に支払銀行別に分類し、同時に、その金額を集計して交換戻を算出しています。



東京手形交換所



手形交換所の歴史

1773年頃 …今から約230年前、イギリスのロンドンで最初に開設されたといわれている。

1853年 ……アメリカ(ニューヨーク)に手形交換所が設立された。

1879年 ……わが国初めての手形交換所が大阪に設立された。

1887年 ……東京手形交換所が設立された。その後、手形・小切手の流通量の増加に伴い、各地に手形交換所が設立された(1897年神戸、1898年京都、1900年横浜、1902年名古屋)。

2012年 ……わが国全体で手形交換所は209(うち指定交換所^{*)}は118)になった(2012年8月末現在)。

* 手形・小切手法に基づき、法務大臣の指定を受けている手形交換所を「指定手形交換所」といいます。指定交換所における手形・小切手の呈示は「支払のための呈示(P27参照)」として法的に効力があります。ただし、未指定の手形交換所における呈示も同様の効力があるとみなされているため、両者に実質的な違いはありません。

【手形・小切手の利用方法 ⑤】 手形・小切手の不渡

振出人・引受人の当座預金残高が不足していると

「支払のための呈示」(P27参照)を受けた支払銀行は、その手形・小切手の振出人(為替手形の場合は引受人)の当座預金口座から、手形・小切手金額を引き落としします。このとき、支払人の当座預金残高が1円でも不足していると、その手形・小切手の支払はできません。

このような手形・小切手は不渡になったといわれ(総称して「不渡手形」といいます。)、支払銀行は、手形の場合には「不渡付箋」を貼り、小切手の場合は券面に「不渡宣言」を記載して、手形交換所→持出銀行(取立委任を受けた銀行)というルートで、取立を依頼した人(所持人)のもとに返されます。

たとえば、P12の約束手形が平成24年7月20日に呈示され、それが資金不足で不渡になった場合には、右の内容の付箋(タテ90mm、ヨコ33mm)が支払銀行によって手形の表面左肩に貼られます。

全国ペンギン銀行小鳥支店 印

平成24年7月20日

この手形は本日呈示されましたが、資金不足につき支払いいたしかねます。

支払人の当座預金残高が1円でも不足している、その手形・小切手の支払はできません。



不渡の種類

不渡には大きく分けて次の3種類があります。

第1号不渡事由	次のいずれかの場合。 ●当座預金残高が不足しているケース(資金不足) ●手形・小切手が支払銀行に呈示されたけれども、振出人と取引がないケース(取引なし)
第2号不渡事由	呈示時点で資金はあるけれども支払いたくない事情があって不渡にする場合。たとえば… ●納品された品物にキズがあるなど「契約不履行」で相手に支払わないというケース ●呈示された手形・小切手が詐取や盗難にあったもののために支払わないというケース
第0号不渡事由	呈示された手形に必要な記載事項が欠けている場合など。たとえば… ●振出人の署名が不完全なケース ●手形の呈示期間を経過しているケース

不渡を6か月間に2回以上出すと、その振出人(為替手形の場合は引受人)は不渡処分の対象になります。具体的には銀行取引停止処分となり、2年間、当座勘定

取引と貸出取引が停止されます。しかし、ここで注意したいのは、不渡処分対象となるのは第1号不渡事由と第2号不渡事由に該当する不渡の場合だけで、0号不渡事由の場合には不渡処分になりません。また第2号不渡事由の場合は、手形金額と同額の金額を支払銀行を通じて手形交換所に提供すれば、不渡処分は猶予されることになっています。これを「異議申立提供金制度」といい、最長2年間経過するとこの提供金は返還されます。



取引停止処分制度

取引停止処分制度は、手形・小切手による円滑な信用取引を維持するために手形交換所の規則によって定められたものです。この制度を運営するために、手形・小切手が不渡になった場合、支払銀行は手形交換所に対し、「不渡届」を提出することが義務付けられています。

一方、行内交換手形(P28参照)のように手形交換所を経由しない手形・小切手については、かつては、その提出義務はありませんでした。しかし、不渡の際の取扱いが異なると公平性を損なうことから、行内交換で呈示された手形・小切手についても、1997年10月から手形交換所への不渡届の提出が義務付けられるようになりました。

不渡を受けたら

不渡となった手形・小切手であっても、基本的には、その手形・小切手の所持人に支払を受ける権利があること、つまり、振出人などに支払義務があることに変わりはありません。

不渡になった手形・小切手の所持人は、振出人などに対して直接支払を請求することができます*1。また「手形・小切手の譲渡」(P25～P26)でも触れたように、裏書人(為替手形の場合は振出人も含む)に対して遡求、つまり手形金額を請求できます*2。

また、遡求を受けて支払った裏書人は、その前の裏書人に同じように請求(再遡求)でき、最終的には振出人に請求されることになります。つまり振出人は、どうしても支払責任を負うことになります。

*1) ただし、手形債権は支払期日から3年以上たつと時効になり、請求する権利がなくなります。

*2) 遡求の権利は通常、手形の場合は1年、小切手の場合は6か月で時効になります。

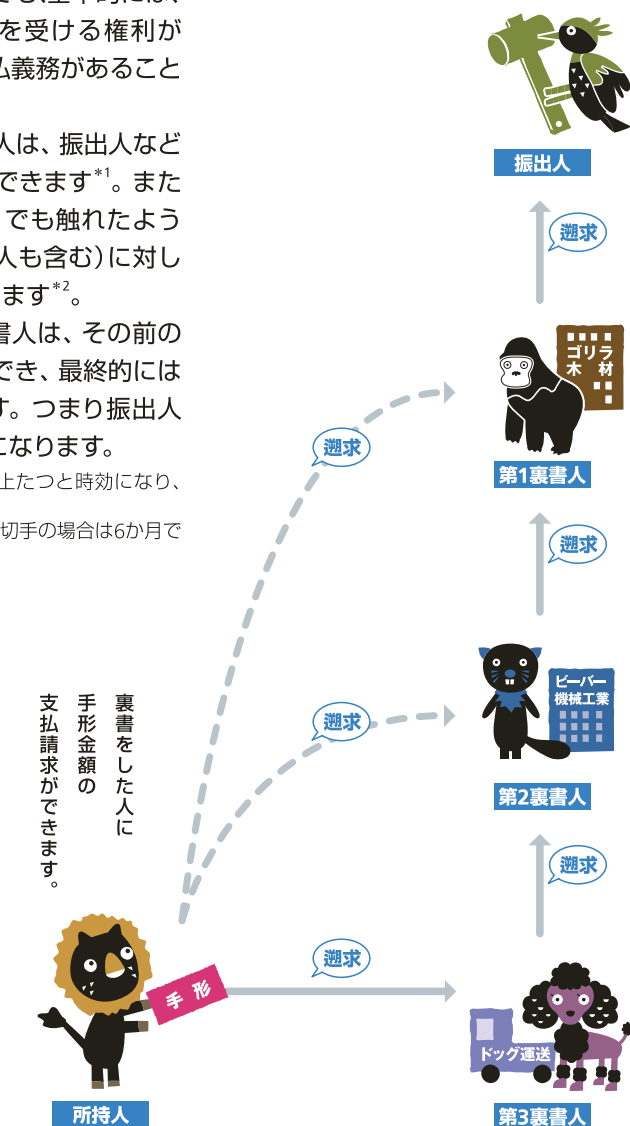
不渡を出すと社会に大きな迷惑をかけるばかりか、自分自身も多大な損失を被ります。したがって手形や小切手を振り出すには、しっかりとした資金計画が必要となります。

特に手形の場合は、支払期日の管理に注意するのはもちろん、期日までに手形金額の手当てを必ず行うよう、十分気を付けなければなりません。

なお、この項目では、キツキ振出の手形が不渡になったという例で説明しましたが、これはあくまでも例示です。



裏書をした人に
手形金額の
支払請求ができます。



※図に点線で示したように、自分の直前の裏書人をとほして別の裏書人に遡求したり、自分より前の裏書人全員に同時に遡求することもできます。遡求を受けた裏書人はその手形・小切手と引替に支払い、自分より前の裏書人や振出人に遡求することができます。



拒絶証書作成免除文句

遡求するためには、法律上は「拒絶証書」の作成が必要としています。拒絶証書とは、支払や引受を請求したが拒絶されたということを証明するために、公証人などが作成する公正証書のことです。しかし、その一方で、法律は、拒絶証書

は振出人などがその作成を免除することができるとしています。これを受け、統一手形・小切手用紙には「拒絶証書不要」という文言が印刷されています。したがって遡求のために拒絶証書が必要になるということは通常はありません。